

兵庫県立舞子高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立舞子高等学校

1 本校の方針

本校は、「誠実・健全・親愛・勤勉」の校訓のもと、人格の陶冶をはかり、「知」「徳」「体」の調和のとれた、みずみずしい感性を備えたところ豊かな人間を育成することを教育目標としている。

すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。また、学校評価において、いじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。

2 基本的な考え方

本校は、環境防災科と普通科に先進理工類型という学科・類型を有し、特色のある学校としてさらなる発展を目指している。

学校経営の重点として、「自己実現を目指した進路指導の充実」「学力向上を目指す学習指導の充実」「内面理解に基づく生徒指導の充実」「実践力を培う健康教育と安全教育の充実」「魅力ある学校づくりの推進」を掲げ、夢と志を抱き、生涯にわたって学び続ける意欲と未来を切り拓く意欲を持ち続け、社会の変化に対応して自ら考え、行動し、自立する心の育成をめざした教育に取り組んできた。

いじめについては、「いじめは、どの学校にもどの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。また、PTAの協力を得ることで、保護者及び地域に対して周知できる体制を整える。

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

(4) いじめの解消

いじめの解消とは、①いじめに係る行為が少なくとも3カ月以上止んでいる状態が継続していること、②被害者が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。

ゆえに、安易にいじめが「解消された」と判断するのではなく、「解消している状態」に至っていても、いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対応 (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているという疑いがある場合」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。